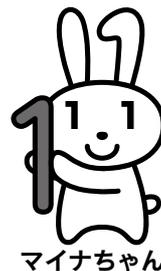


メリットいっぱい！  
暮らしが便利に！

# マイナンバーカード

マイナンバー（個人番号）カードは本人確認書類として使えるほか、様々なメリットがあります。マイナンバーカードを作ることによって利用可能となるサービスの一部についてご紹介します。



マイナちゃん

## マイナポイントがもらえる！

これまで実施されてきたマイナポイント事業（第1弾）は昨年末で終了しましたが、令和3年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、マイナポイント事業（第2弾）が実施されることとなりました。内容は次のとおりです。

- ①マイナポイント事業（第1弾）に申し込んでいない人（マイナンバーカードをこれから取得する人も含む）で、2万円のチャージかショッピングをすると最大5,000円相当のポイント付与
  - ②健康保険証としての利用登録を行った人に7,500円相当のポイント付与
  - ③公金受取口座の登録を行った人に7,500円相当のポイント付与
- ※②、③については詳細が決まっておらず、現在総務省において準備中です。



【マイナポイント】

## 新型コロナワクチン接種証明書が取得できる！

マイナンバーカードをお持ちの人については、国内イベントや海外渡航等で必要になる新型コロナワクチンの接種証明書がスマートフォンアプリで発行できるようになりました。  
※詳しくは1月1日号広報「さんようおのだ」5ページをご覧ください。

## 健康保険証としても使える！

- ・マイナンバーカードでの受診に対応している医療機関・薬局で利用できます。就職・転職・引越をしても、新しい保険証の到達を待たずに使えます。
- ・限度額適用認定証や特定疾病療養受療証など、保険証と併せて提示する必要のあった一部書類の持参が、原則として不要になります。

## コンビニ等で各種証明書が取得できる！

コンビニエンスストア等で住民票の写しや課税証明書などが取得できます。日中は市役所に行けない人も、早朝夜間や休日に各種証明書を取得できます。

### マイナンバーカードの申請をお手伝いします

専用のタブレットで職員が顔写真を撮影し、その場で申請することができます。

※申請は随時受け付けています。

◎受付時間 8:30～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

◎受付窓口 市民課または市民窓口課

◆平日の開庁時間での来庁が難しい場合は、夜間や休日に手続きできます！

◎平日 毎週水曜日 17:15～18:30（本庁のみ）

◎休日 原則毎月第1・4日曜日 9:00～12:00（要申込み）

※令和4年3月までの休日窓口の開設は1月23日(日)、2月5日(土)・27日(日)、3月6日(日)・27日(日)を予定しています。



図 マイナンバーカードの申請、マイナポイントの申込み、健康保険証の利用登録について

▶市民課（☎82-1140）市民窓口課（☎71-1513）

新型コロナワクチン接種証明書について▶健康増進課（☎71-1814）

健康保険証について▶加入している健康保険組合等